

生活保護法による指定介護機関に対する指導及び検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第54条の2第4項及び同条第5項において準用する第50条第2項の規定に基づく指定介護機関に対する指導及び同法第54条の2第4項及び同条第5項において準用する第54条第1項の規定に基づく指定介護機関に対する検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定介護機関に対する指導)

第2条 指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とし、対象は全ての指定介護機関とする。

(指導の種類)

第3条 指導の内容は、一般指導と個別指導の二種類とする。

(一般指導の方法)

第4条 一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により行うものとする。

(個別指導の方法)

第5条 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう社会援護課（中央区及び若葉区においては社会援護第一課及び社会援護第二課。以下「各区社会援護課」という。）と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うものとする。

また、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サー

ビス受給状況等を調査するものとする。

- 2 個別指導は原則として実地に行うものとする。ただし、新たに介護扶助を行う指定介護機関のうち実地に指導を行うことを要さないものについては、複数の指定介護機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行うものとする。また、前年度の個別指導の結果を踏まえ、実地に指導を行うことを要さない指定介護機関のうち引き続き指導の必要があるものについては、書面の提出を受けた上で、指定介護機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行うものとする。

(指導実施後の措置)

第6条 当該指定介護機関における是正改善を要する事項については、現地における懇談指導の中で口頭指導するとともに、結果について、指導実施後30日以内に文書により通知する。

(指定介護機関に対する検査)

第7条 指定介護機関に対する検査は、被保護者に係る介護サービス内容及び介護の報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底させ、介護扶助の適正な実施を図ることを目的とし、対象は以下の指定介護機関とする。

- (1) 個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関
- (2) 個別指導を受けることを拒否する指定介護機関
- (3) 介護サービスの内容又は介護の報酬の請求に不正又は不当があると疑われる指定介護機関

(検査の方法)

第8条 検査は、被保護者に係る介護サービス内容及び介護の報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものとする。また、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査するものとする。

(検査実施後の措置)

第9条 当該指定介護機関における是正改善を要する事項については、現地における懇談指導の中で口頭指導するとともに、結果について、検査実施後30日以内に文書により通知する。

2 介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当が認められた場合の行政上の措置は、事案の軽重により、指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意とする。なお、指定取消又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められた場合は、指定取消等の処分予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うものとする。

3 介護サービス及び介護の報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、すみやかに国保連に連絡し、当該指定介護機関に支払う予定の介護の報酬の額からこれを控除させるよう措置するものとする。ただし、当該指定介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬がない場合は、これを本市に直接返還させるよう措置するものとする。

4 指定取消の処分を行った場合、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も本市に支払わせるよう措置するものとする。

(指導及び検査の班編成)

第10条 指導及び検査班は、保護課職員をもって編成する。また、必要に応じ、介護保険指導監査担当課及び各区社会援護課職員の立会いを要請する。

(事前準備等)

第11条 指導及び検査の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を当該指定介護機関に文書で通知するものとする。また、介護保険指導監査担当課の行う指導の計画等と調整を

図るものとする。

- 2 事前に、必要に応じて、各区社会援護課に対し、当該指定介護機関について意見調整を必要とする事項等についての照会を行うものとする。また、介護保険指導監査担当課との情報交換を行い、当該指定介護機関の状況把握を行うものとする。

(主眼事項及び着眼点)

第12条 指導及び検査の主眼事項及び着眼点は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。